## 建 設 業 法 施 行 規 則 及 び 施 工 技 術 検 定 規 則 の 部 を 改 正 す Š 省 (抄)

## ○国土交通省令第六十七号

及 法 号) び 項 建 昭 施 第 設 第二 和 業 工 号 技 法 術 + + 施 口 (1)七 兀 検 行 定 及 条 年 令 CK 規 0 法  $\mathcal{O}$ 律 則 (2)兀 第 第 部 並  $\mathcal{O}$ び <del>---</del> 百 を 号) 12 項 改 部 た 第 を 正 改 だ 第 す 号 る L 正 七 す 書 条 口 政 第 る 及 令 (1)び 省 並 第 平 令 号 び を 12 成 ハ 第 項 次 並 +  $\mathcal{O}$ V 第二 + ょ 12 九 う 七 年 建 + に 条 設 政 定 七 業 令  $\mathcal{O}$ 8 + 条 法 第 る 施  $\mathcal{O}$ 五. 百  $\mathcal{O}$ 行 規 第 令 七 定 + 昭 項 六 に 第 号) 基 和 づ  $\equiv$ 号 き、 +  $\mathcal{O}$ 及 施 年 建 び 行 第 設 政 に 業 令 伴 号 第 法 1 施 並 百 行 び 建 規 に 七 設 業 則 第 +

平成二十九年十一月十日

国土交通大臣 石井 啓一

建 設 業 法 施 行 規 則 及 び 施 工 技 術 検 定 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

建設業法施行規則の一部改正)

第 改 傍 定 ŧ 線 条 正 0  $\mathcal{O}$ 次 を を 傍 後  $\mathcal{O}$ 掲 付 欄 線 表 建 げ 設 に を に L 7 ょ 業 掲 た 付 げ 1 規 L り 法 な た る 定 施 改 11 対 部 行 t 象 以 分 正 規 下  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 前 則 は 定 ょ 欄 کے う 昭  $\mathcal{O}$ に 条 に 掲 和 L れ 改 げ て に を る + 移 お  $\Diamond$ 加 動 規 几 11 え て 改 定 年 る。 建 正  $\mathcal{O}$ 対 傍 設 改 前 正 象 欄 線 省 令 後 規 及 を 欄 付 第 定 てド + 改 に L 掲 た 几 لح 正 号) げ 部 11 後 う。 る 欄 分 を 対 12  $\mathcal{O}$ 象 ک 対 れ 規 応 部 は 定 12 を し で 改 対 7 次 改 応 正 掲  $\mathcal{O}$ 正 ょ げ す 前 う 前 る る 欄 に 欄 そ 改 に 掲 改 に  $\mathcal{O}$ 正  $\sum_{i}$ げ 標 後 正 す れ る 記 欄 12 る 対 部 に 対 掲 象 分 応 げ 規 に す 定 る 規 る を 重

					第
前言	(略)		工事業信	(略)	(法第七条第 る者) 同等以上の知 認定する者は、 記定する者は、 一 (略) 一 (略) 二 前号に掲げ する建設業。
前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する┃	(略)	本 本 を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を に大統部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選 が大条第三項の規定による電気通信主任技術者資格 四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格 四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格 で受けた後電気電子部門又は総合技術監理部門(選 を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を 有する者	全 定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検	(略)	改正後
(新設)	(略)		工事気業信	(略)	(法第七条第二号 高者) (法第七条第二号 高者) 高等以上の知識及 で
	(略)	── 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のう	(新設)	(略)	改正 前

-								1			
	(略)		法 <b>建</b> 設 業							(別 表)	技 、登 展 録
	(略)	(略)	3	3 2	3	3 0	(略)	(略)	コード	(1 )	能を有する 土交通大 大変通大
	(略)	(略)	(略)	二級 ""	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)	(略)	資格区分		技能を有するものと認める者国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は、国土交通大臣が認めるものに限る。)を修了した者、国土交通大臣が認めるものに限る。)を修了した者登録基幹技能者講習(許可を受けようとする建設業の種類に応じ
	(略)					Ý	去 建 設 業			(別表)	三川 技 能 国
	(略)	略	3 3		(新 設)	3 0	(略)	(略)	コード	(1-1)	を有する,[土交通大臣
	(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)	(略)	資格区分		技能を有するものと認める者国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は

(略)					Ÿ	去 建 設 業			(別表)
(略)	(略)	1 3 3	2 3 2	1 3 1	2 3 0	(略)	略)	コード	(四)
(略)	(略)	(略)	一級	一級電気通信工事施工管理技士	(略)	(略)	(略)	資格区分	
(略)					<u> </u>	去 建 設 業			(別 表)
略)	略)	1 3 3		(新設)	2 3 0	略)	略)	コード	凹
(略)	(略)	(略)		(新設)	(略)	(略)	(略)	資格区分	

施 行 期 日 則

この省令は、公布の日から施行する。

1

(経過措置)

2 事 れ 工 る 施 管 ک 電 技 気工 の省 工 理 術 管 及 令による 検 事 理、 び 定 管 施 管 工 カュ 工 管 5 工 事 適 理 事 施 改 施 正 用 工 管 管 工 後 す 管 る 工 理  $\mathcal{O}$ 理 事 ₽ 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 及 項 工 <u>ئے</u> ل  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 技 工 管 造 第 術 理 東 兀 検 及 定 平 施 条 Ţ 第 成 工 規 造 管  $\equiv$ 則 + 項、 第 袁 理 九 施  $\mathcal{O}$ 年 工 項 条 別 管 度 並 表  $\mathcal{O}$ に 理 び 第 表 に お  $\mathcal{O}$ 建 項 別  $\mathcal{O}$ 設 1 て 表  $\mathcal{O}$ 土 機 規定 第二 行 木 械 わ 施 施 れ は  $\mathcal{O}$ 工 工 土 管 る 平 木 技 理 建 施 築 術 成三十年 工 建 施 検 管 築 定 工 管 に 理、 施 度 0 工 理 管 建 に 1 て お 築 理 電 施 は **,** \ 気 て 電 工 工 な 行 管 事 気 お わ 理 工 施

従前の例による。